

居宅介護支援事業運営規程

医療法人 光 輝 会

令和 7 年 10 月 1 日

(事業の目的)

第1条 医療法人光輝会（以下「本会」という。）が設置する光輝会居宅介護支援事業所において実施する指定居宅介護支援事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、平生町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。
- 6 平生町から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう研鑽を行い、公正・中立、さらに被保険者に対し正しい調整を行う。
- 7 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 光輝会居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 光輝会居宅介護支援事業所（以下「本所」という。）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名（常勤兼務）

ア 管理者は事業所の介護支援専門員その他の従事者の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的にこなうこと。

イ 管理者は事業所の介護支援専門員その他の従事者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うと伴に、自らも指定居宅介護事業の提供にあたるものとする。

(2) 主任介護支援専門員：1名（常勤で管理者と兼務）

(3) 介護支援専門員：1名 ただし業務の状況に応じて増員する。なお、当該増員について非常勤の者を充てることができる。

ア 第2条の運営方針に基づく業務にあたる。

(4) 介護支援専門員が他の業務と兼任することは差し支えないが、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められない。

(5) 事務員：(兼務) 介護支援専門員の補助の業務にあたる。

(6) 上記の他、介護支援専門員のサービスの取扱いに関する基準は厚生省令第38号第13条を遵守する。

(営業日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、本会の就業規定に準じて定めるものとする。

(1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は午前9時00分～午後5時00分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第6条 本所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時または利用者もしくはその家族から求められたときは、これを提示することとする。

2 事業者は、被保険者の介護認定の確認にあたっては、その者の提示する被保険者証の確認を行う。

また、要介護認定を受けたものから本所を選択された場合は、被保険者資格と要介護認定または要支援認定の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。

3 介護認定における平生町の委託調査については、調査の留意事項に精通し、町民に公正、中立で正確な調査を行う。

4 要介護認定を受けた者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1ヶ月前からできるように必要な支援をする。

5 本所は、要介護認定を受けた者の居宅サービス計画の作成を利用者と家族の意思を尊重して総合的、効果的な介護計画の作成を行い、医療保健サービス福祉サービス等の様々なサービスをサービス事業者と連携し、利用者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。

6 本所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。

ア 正当な理由とは、法第24条第2項に規定する介護給付対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認めるとき。

イ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(居宅介護支援の内容)

第7条 居宅介護サービス計画の作成

(利用者等への情報提供)

ア 居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用者等の情報を提供し、利用者またはその家族がサービスの選択を可能になるように支援する。

(利用者の実態把握)

イ 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

(居宅介護サービス計画の原案作成)

ウ 介護支援専門員は、利用者、家族が指定した場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

(使用する課題分析票の種類)

エ 本所では以下の課題分析票を使用して居宅介護サービス計画を作成する。

- | | | |
|---|----------------|----------------|
| ① | 居宅サービス計画ガイドライン | (全国社会福祉協議会方式) |
| ② | 同 | (日本訪問看護振興財団方式) |
| ③ | 同 | (日本社会福祉会方式) |

(担当者会議)

オ 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の原案に位置づいたサービスの担当者を集めたサービス担当者会議の開催、または照会を行う等により、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

(利用者の同意)

カ 介護支援専門員は、利用者またはその家族に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により同意を得る。

2 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行うことにより、居宅介護サービス計画の実施状況の把握を行い、利用者の課題把握を行い必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

3 介護保健施設の紹介等

ア 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

イ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅

サービス計画の策定等の援助を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施範囲は、平生町、上関町、田布施町、柳井市、周防大島町、光市の区域とする。

(利用料等)

第9条 居宅介護サービス計画費のうち10割給付のもの以外については、介護報酬に規定された額と同額とする。

- 2 利用者の要請があった時は、区域外の場合、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合には、ガソリン代の実費を徴収する。
- 3 前項の利用料等について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除することができる。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 本事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の質的向上を図るために研修の機会を下記のとおり設けるとともに、業務体制の執行についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後直ちに(1ヶ月以内)

(2) 継続研修 年1回

- 2 職員は正当な理由がなくその業務上知り得た利用者または家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
ア 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 5 本所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録整備を完結の日から2カ年間保存しなければならない。
- 6 この規程に定める事項の他、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規定は、平成19年 4月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月15日から施行する。

この規程は、令和 7年10月1日から施行する。

光輝会居宅介護支援事業所

令和6年4月1日

利用者に適切な介護支援を提供できるよう市町並びに他の保険医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携に努めます。

○ 関係市町との連携の内容

- (1) 毎月、市町に対し、居宅サービス計画において位置づけられている、指定居宅サービス等のうち法定受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書を提出する。
- (2) 居宅サービス計画に位置づけられている、基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町に対して提出する。
- (3) 指定居宅支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町に通知する。
 - ① 正当な理由なしに法第24条第2項に関する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又受けようとしたとき。
- (4) 自ら提供した指定居宅介護に関し、法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出を求め、又は当該市町の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

○ 他の保険医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容

- (1) 当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込み者に対し、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要な措置を講じる。
- (2) サービス担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の内容について、指定居宅サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- (3) 居宅サービス計画の作成後も指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービスの計画の実施状況を把握する。
- (4) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険

施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

- (5) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求める。
- (6) 居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。

○ その他

- (1) 指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町・利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずる。

以 上

関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容

市町村	平生町・田布施町・柳井市・ 上関町 他
-----	------------------------

指定介護老人福祉施設	つつじ苑・たぶせ苑・松風苑・ 伊保庄園 他
------------	--------------------------

介護老人保健施設	まつかぜ・まほろば・そよかぜ 他
----------	------------------

光輝会居宅介護支援事業所

介護医療院施設	光輝病院介護医療院 他
---------	-------------

指定居宅サービス事業者 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与および特定福祉用具販売	平生町社会福祉協議会・柳井市社会福祉協議会・つつじ苑・たぶせ苑・松風苑・伊保庄苑・寿海苑・まつかぜ・まほろば・そよかぜ・訪問看護ステーションきらら 他
--	---

かかりつけ医	各開業医・診療所
--------	----------

居宅介護支援事業所	平生町内・上関町内 他
-----------	-------------

光輝会居宅介護支援事業所は、市町村、他の指定居宅サービス事業者、介護保健施設、開業医と十分な連携をはかります。

令和7年10月1日
光輝会居宅介護支援事業所